

議案第 55 号

日出町交通安全対策会議条例の一部改正について

日出町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 17 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

日出町交通安全対策会議条例（昭和 45 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「推進する」を「推進すること」に改める。

第 3 条第 5 項中「次に」を「、次に」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「日出町長」を「町長」に改め、同条第 6 項中「前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の」を「前項第 1 号から第 4 号までに掲げる」に改める。

第 4 条第 2 項中「日本国有鉄道」を「九州旅客鉄道株式会社」に、「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に、「職員」を「役員又は職員」に、「日出町長」を「町長」に改める。

第 5 条第 1 項中「幹事 15 人以内」を「15 人以内で幹事」に改め、同条第 2 項中「機関」を「機関の職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第2項の規定により任命されている特別委員である者は、この条例による改正後の第4条第2項の規定により任命された特別委員とみなす。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2環境保全審議会委員の項の次に次のように加える。

交通安全対策会議委員	日	4,000円
------------	---	--------

理 由

特別委員の要件を改め、報酬の規定を定め、その他所要の改正をしたいので提出する。